

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 2号炉工事計画）（5）
2. 日 時：令和2年8月31日 13時30分～17時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、
止野上席安全審査官、植木主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
堀口主任安全審査官、三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職、
土居安全審査専門職、山浦技術参与

東北電力株式会社：

原子力本部 土木建築部 副部長、他2名
原子力本部 原子力部 部長、他17名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機の工事計画補正申請のうち、「津波による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。また、女川原子力発電所2号機の工事計画認可申請に係る審査の対応状況について、説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<基本設計方針に関する説明資料>

- 設計基準対象施設における浸水防護重点化範囲について、緊急時対策建屋の位置付けを整理して説明すること。
- 内郭防護の対象となる浸水防止設備について、設置位置がわかるように説明すること。

<津波への配慮に関する説明書>

- 漂流物の衝突荷重の算定について、2012年又は2019年のFEM A式のどちらを適用するのか明確化して説明すること。
- 港湾内に停泊する船舶について、種類及び漂流物化しない運用を説明すること。
- 漂流物の衝突荷重の算定式の適用性について、津波の1波と漂流物の位

置の関係性を踏まえ、漂流物及び算定式の選定の考え方を詳細に説明すること。

- 入力津波における地形改変及び防潮壁の設計変更に伴う水位変動について、基本設計方針及び基本方針での位置付けを整理した上で、説明すること。
- 岩盤部に設置する防潮堤（鋼管式鉛直壁）について、上部工の構造を説明すること。
- 防潮壁について、津波防護施設として位置付ける部位が要目表及び図面と整合しているか確認し、説明すること。

（３）東北電力株式会社から、（２）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和２年６月２４日 第１２回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

６．その他

提出資料：

- （１）基本設計方針に関する説明資料【第６条 津波による損傷の防止】【第５１条 津波による損傷の防止】（〇２－エ－Ｄ－１３－〇〇〇２__改〇）
- （２）工事計画に係る説明資料（浸水防護施設の基本設計方針のうち外郭浸水防護設備）（〇２－エ－Ｄ－１３－〇〇〇１__改〇）
- （３）工事計画に係る説明資料（浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備）（〇２－エ－Ａ－１３－〇〇〇１__改〇）
- （４）９．４．１ 外郭浸水防護設備（〇２－エ－Ｃ－１３－〇〇〇１__改〇）
- （５）１．５ 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面（〇２－エ－Ｃ－〇１－〇〇〇１__改〇）
- （６）Ⅵ－１－１－２－２ 津波への配慮に関する説明書（〇２－エ－Ｂ－〇１－〇〇〇２__改〇）
- （７）先行審査プラントの記載との比較表（Ⅵ－１－１－２－２ 津波への配慮に関する説明書）（〇２－エ－Ｂ－〇１－〇〇〇３__改〇）
- （８）補足－１４０－１【津波への配慮に関する説明書の補足説明資料】（〇２－補－Ｅ－〇１－〇１４０－１__改１）

(9) 先行審査プラントの記載との比較表（補足－140－1 津波への配慮
に関する説明書に係る補足説明資料）（〇2－補－E－24－0003
__改0）

以上